

受給申請書（様式第1号の4）記入上の注意

申請書表面について

申請書表面右上の申請日は、基準日以降の日付を記入してください。

- イ 本制度における「基準日」は、原則として、早期給付申請は当該年度（申請日の属する年度）の4月1日、一般申請は当該年度の7月1日をそれぞれ指します。

申請書表面上部の世帯区分は、次によって○を付けてください。

- イ **㊤生活保護（生業扶助）受給世帯**は、基準日現在、生活保護のうち生業扶助（高等学校等就学費）を受給している世帯を指します。
- ロ **㊦非課税世帯**は、当該年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯を指します。（早期給付申請の場合は、当該前年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯）

①の欄は、次によって記入してください。

- イ 5つの誓約項目について、内容を確認の上、全ての項目に必ずチェックを記入してください。

②の欄は、次によって記入してください。

- イ 申請者（保護者等）の氏名、住所及び連絡先等を漏れなく記入してください。申請後に記載内容に変更が生じた場合は、申請先（学校又は当課）まで必ず連絡してください。事前連絡なしに連絡先等を変更されると、奨学のための給付金を受給できなくなる可能性があります。
- ロ イに関し、埼玉県が認可した私立高等学校等（県内校）にお通いの場合は、在学する高等学校等に連絡してください。埼玉県以外の団体が認可した私立高等学校等（県外校）にお通いの場合は、当課に連絡してください。
- ハ 保護者等とは、原則親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人又は主たる生計維持者を指す）をいい、次の①～⑤は除きます。
 ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 ③法人である未成年後見人
 ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ニ 保護者等が基準日時点で埼玉県内に住所を有していない場合は、埼玉県ではなく、基準日時点で住所を有していた他都道府県に申請してください。なお、保護者等の一方が埼玉県内に住所を有し、他方が埼玉県外に住所を有する場合は、生活の本拠と考える都道府県のみ申請してください。

③の欄は、次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について記入してください。休学許可を受けている場合は、その期間についても記入してください（基準日現在、当該年度の全ての期間において休学許可を受けている場合は支給対象外）。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ハ 過去に在学していた高等学校等の「学校の種類・課程」の欄には、「高等学校・全日制」、「高等学校・通信制」、「中等教育学校・後期課程」、「専修学校・高等課程」等、学校の種類及び課程が分かるよう記入してください。

④の欄は、次によって記入してください。

- イ 2つの誓約項目について、内容を確認の上、全ての項目に必ずチェックを記入してください。
- ロ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条に規定する高等学校等就学支援金の受給資格又は高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）のいずれの受給資格も有していない場合は、奨学のための給付金の受給資格はありません。
- ハ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業又は修了したことがある場合には、奨学のための給付金の受給資格はありません。
- ニ 奨学のための給付金の受給可能回数は、全日制高等学校等に通う場合は通算3回、定時制・通信制高等学校等に通う場合は通算4回までです。これを超えての受給はできません。ただし、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象となる者については、追加で1回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は最大で2回まで）給付することができます。
また、早期給付を受給した場合については、同一年度内に7月から3月に相当する額を受給した場合においても、受給回数を1回として数えます。
なお、早期給付のみを受給し、同一年度内に7月から3月に相当する額を受給していない場合についても、同様に受給回数を1回と数えます。
その他、要綱第3条（6）の加算支給（⑩の欄関係）は、受給回数に含めません。

申請書裏面について

⑤の欄は、次によって記入してください。

- イ ④生活保護（生業扶助）受給世帯は、チェックを必ず記入してください。
⑤非課税世帯は、記入不要です。
- ロ 別途、基準日現在、生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出してください。
- ハ 過去に生活保護を受給していたが、基準日時点では受給していない場合や、生活保護は受給しているが、扶助の項目に生業扶助（高等学校等就学費）が含まれていない場合は、④生活保護（生業扶助）受給世帯に該当しません。

⑥の欄は、次によって記入してください。

- イ ⑤非課税世帯は、項目に必ずチェックを記入してください。
④生活保護（生業扶助）受給世帯は、いずれも記入不要です。

⑦の欄は、次によって記入してください。

- イ **㊸非課税世帯**は、Ⅰ～Ⅶのうち該当する1つのみにチェックを記入してください。
㊹生活保護（生業扶助）受給世帯は、いずれも記入不要です。
- ロ Ⅰは、対象生徒が基準日現在、未成年であり、親権を行う者が2名存在する場合等に選択してください。
なお、保護者等が海外赴任等で日本国内に住所を有しておらず、当該年度の住民税の課税状況が証明できない場合は、奨学のための給付金の支給対象外となります。
- ハ Ⅱは、対象生徒が基準日時点で未成年であり、離婚や死別等により、親権を行う者が1名のみである場合に選択してください。
また、親権者が存在するものの、ドメスティックバイオレンス（DV）や養育放棄（ネグレクト）等の事情により、やむを得ず、親権者の1人の令和7年度（非）課税証明書を提出できない場合も、Ⅱを選択することができます。
上記のような事情を有する方は、申請前に当課に必ず御相談の上、Ⅱを選択するようお願いいたします。
なお、上記のような事情がなく、別居中や離婚調停中である場合は、Ⅱではなく必ずⅠを選択してください。
- ニ Ⅲは、基準日現在、対象生徒に親権者が存在せず、家庭裁判所で未成年後見人が選任されている場合に選択してください。
未成年後見人が複数名選任されている場合は、全員分の令和7年度（非）課税証明書を提出してください。
- ホ Ⅳは、対象生徒は在学中に成人に達したが、成人する直前の時点から申請の時点まで、生計を維持する者（両親2名）に変更がない場合に選択してください。
- へ Ⅴは、対象生徒に親権者又は未成年後見人が存在しない場合、基準日時点で対象生徒は成人に達しているが、主たる生計維持者が存在する場合等に選択してください。
- ト Ⅵは、対象生徒に親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、生徒が基準日時点で成人に達している場合等に選択してください。
- チ Ⅶは、対象生徒に親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しないが、生徒が基準日時点で未成年であり、道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課される収入を得ていない場合に選択してください。
- リ へ～チに関し、ハで記載した事情を有しており、やむを得ず、親権者全員の令和7年度（非）課税証明書を添付できない場合は、へ～チで規定する「親権者が存在しない場合」として取り扱い、Ⅴ～Ⅶのうちいずれか該当するものを選択できます。

留意事項について

- イ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請してください。
- ロ 基準日現在、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であつて、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている場合、基準日時点で当該年度の全ての期間において休学許可を受けている場合は、支給対象外となります。
- ハ 奨学のための給付金の申請後に課税額の修正があった場合は、県内校に在学している方は学校に、県外校に在学している方は当課に速やかに御連絡ください。
- ニ 不正に奨学のための給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年3月30日規則第15号）の規定に基づき、罰則が科されることがあります。